

5 重量物の運搬



重量物の運搬

- 常時、人力だけで取り扱う場合の重量は、**体重の40%以下**となるよう努める
- 女性の持ち上げ能力は、**男性の60%**

営農組織などで今すぐ取り組むこと

- ① 作業前の**朝礼**、作業後の**反省会**
 - 作業の手順、注意点の話し合いと確認
 - 当日作業で気づいた点、修理、修復点の確認
- ② **ヘルメット着用**の義務化
 - 個々人に「マイヘルメット」として配布
 - 安全靴も各個人に配布
- ③ 農機の**格納庫・作業場**の安全対策
 - 2階の**安全柵**の設置
 - 十分な照明設備を
- ④ 2人以上関わる作業での**合図**を決めておく
 - お互いのコミュニケーションの仕方を決める
 - ※ 止まれ、終了、OKなど

SERIES
シリーズ

安全対策・これだけは



農作業事故と 労働安全の法律

「労働安全衛生法」等の考え方を 農作業事故防止に適用すると

- 1 **高 所 作 業** : 2mを超えるところは安全対策を
1.5m以上の高さの上下には、安全柵の設置
- 2 **身 体 防 護** : ヘルメット・安全靴着用は義務
- 3 **騒 音** : 一定のレベルを超える場合は耳栓
- 4 **照 明** : 作業場、畜舎などの照度不足
- 5 **重量物の運搬** : 男性は体重の40%以下、女性はさらに
その60%以下が基準

1 高所作業「1mは一命を取る」



高所転落防止

- 2m以上の高所での作業では、墜落防止の処置をとる
- 墜落が考えられる場合には、90cm以上の安全柵の設置
- 1.5m以上の高さの昇降には、手すりの設置、手すりの高さは90cm

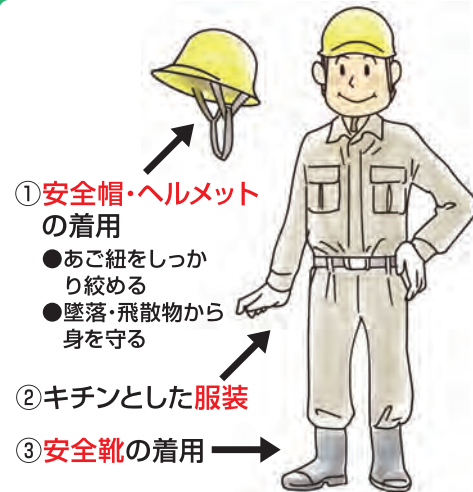
格納庫などの2階には、安全柵の設置
2階への昇降には階段、手すりの設置

2 身体防護、ヘルメット・安全靴の着用

①マイ・ヘルメットの常識

②安全靴

服装・保護具



3 騒音、耳栓の着用



騒音

- 特にエンジンが小さい刈払機・動散等は周波数の高い音が大きく、騒音性難聴(感音性難聴)を引き起こす可能性あり

4000Hzの周波数帯が
91dB⇒30分以下、89dB⇒40分以下
87dB⇒60分以下
(産業衛生学会ガイドライン)

4 作業場を明るく、照明



照度

- 精密な作業
300ルクス以上
- 普通の作業
150ルクス以上
- 粗な作業
70ルクス以上